

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完改	了定	H29.05.19 H29.04.11 H29.02.21、H28.10.12 H28.08.09、H28.07.12 H27.10.20、H27.10.14 H27.08.18、H26.10.07 H25.12.26
作成		

検討課題	19	請願者の説明機会について（参考人制度について）	
区分		Ⅲ - B	
関連条例内容		<p>（議会運営の原則）</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>（市民の参画）</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2（委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>運用方法の検討</li> <li>説明機会の取扱要領の検討</li> </ul>	
		現状分析	<p>・第4条3項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。</p> <p>・請願議論の際、請願者からの請願内容の説明は行っていない。紹介議員への質問等を行っている。</p>
		議論する内容	<p>・請願議論の際には、請願者の希望があれば請願の内容についての説明の機会が設けられないのか検討。</p>
		対応内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>請願者の意見陳述の場について、他市の状況を調査。</li> <li>（株）ぎょうせいと委託契約を行い、請願者の説明機会についての考え方について検討依頼。（平成26年7月）</li> </ul>

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会においては、公聴会、参考人制度を条例で規定している。</li> <li>・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになった。</li> <li>・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行）</li> <li>・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱等が未整備である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱を事務局案作成後内容の確認。</li> <li>・請願審査時の請願者の意見陳述についての可否について</li> <li>・請願審査のあり方と紹介議員のあり方について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第25回検討部会で、(株)ぎょうせいからの請願者の説明機会についての資料を提示。（平成26年10月7日）</li> <li>・請願審査の運営のあり方を検討。</li> <li>・(株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日 第32回検討部会）</li> <li>・推進会議において、全議員が(株)ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日 第14回推進会議）</li> <li>・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日 第34回検討部会）</li> <li>・取扱要領（案）を作成し、(株)ぎょうせいに委託している取扱要領の策定支援により精査。</li> <li>・取扱要領の策定支援に関する成果品納品。（平成28年3月25日）</li> <li>・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会）</li> <li>・参考人招致の手続に関する申し合わせ案及び参考人招致の手続に関する要綱の修正案、請願者の趣旨説明に関する申し合わせ案及び請願者の趣旨説明に関する内規修正案について協議。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成29年1月25日第44回検討部会）</li> <li>・請願者の趣旨説明に係るフローについて協議し、これまで議論してきた例規関係とあわせて、議会運営委員会の確認をとることとした。（平成29年2月21日第45回検討部会）</li> <li>・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について、議会運営委員会で確認した。（平成29年4月27日議会運営委員会）</li> <li>・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について確認し、6月定例会から次のとおり運用を開始することを決定した。（平成29年5月19日議会改</li> </ul>

現状分析	議論する内容	対応内容
		<p>革推進会議)</p> <p>①請願は、議案質疑の前日までを提出期限とする。</p> <p>②請願者趣旨説明を希望する場合、又は委員会から請願者に趣旨説明を求める場合、付託先の委員会において、取り扱いを決定する。</p> <p>③委員会で趣旨説明の場を設ける決定があった場合、議長から請願者に委員会への出席を要請する。</p> <p>④趣旨説明は代表者1人が請願審査の冒頭に5分以内で行う。</p>

## 1. 請願説明

### (1) 審査における説明

付託を受けた委員会において、必要があれば、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴くことができる。出席を求められた紹介議員は、これに応じなければならない。紹介議員の発言は、説明に限られ、意見を述べることはできない。質疑があれば、答弁することになる。紹介議員への出席要求は、委員会での決議により、日時、場所、請願件名等を記した文書で行うのが適当である。また、委員会は、審査にあたり、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から、意見を聴くことができる。このことは、「標準」都道府県・市・町村議会会議規則や地方自治法などにおいて規定されているが、請願者本人による説明については、規定はない。

### (2) 請願者の説明

昨今、議会改革の一環として議会の透明化が進む地方議会においては、請願者に趣旨説明をする機会を設けるようになってきており、市議会の多くで行われている。

## 2. 検討事項

### (1) 制度詳細検討

議会のオープン化を進めていくためには趣旨説明の制度化は必要事項と感ぜられる。ただ、その制度詳細については、幾つかの検討事項を要する。

#### ◎趣旨説明者の特定化

請願者本人による趣旨説明を実現するのが目的であるが、請願者が団体である場合や複数の個人による共同請願の場合などにおいて、説明者を特定するべきか、複数名による説明を可とするべきかを検討すべきである。これは、必然的に説明時間の検討にも関連する。

また、紹介議員の発言を可とするか、可とするならば、紹介議員は「標準」都道府県・市・町村議会会議規則に規定のあるとおり説明のみとするのか意見表明も含めて可とするのか。

#### ◎趣旨説明の希望制

上記では、基本的に請願者自らの意思（希望）によって文書にて申請するのが通例としたが、趣旨説明を必須とすることも検討事項である。

全国の市議会の事例でみると、必須としている議会は極めて少ない（議員による趣旨説明を必須としている団体もある）。

#### ◎趣旨説明機会の位置付け

議会のオープン化を主目的として、趣旨説明機会の提供を検討する議会のほか、議会への市民参加を推進するという点を目的とする議会もみられる。

元々、請願申請（提出）や陳情を以て、議会への市民参加とする考え方が主流であったが、昨今は、その議論過程にも参加することで市民参加推進と考える議会も増えてきた。

しかしながら、議会は選挙によって選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民がその議論過程に参加すること自体への疑問は拭えない。市民からの付託を受けた議会としての意義を明示するためにも、趣旨説明の機会供与は、議会のオープン化が目的であるとするのが妥当と考えられ、制度化にあたっては、この点を明確にしておく必要がある。

#### ◎ルール化（例規整備）

運営上のルールを明確にしておくための検討が必要である。先述のように、発言申請手続き、発言者、発言内容、発言時間、出席者の人数等をどのように規定するかを検討しなければならない。また、規定した内容をどのように明文化するかも併せて検討しなければならない。市民等に申請等の手続きを求めることから、議会規則や要綱等による例規整備を図り、広く周知されるべきである。

多くの市議会において、趣旨説明の機会申請ができるようになってはいるが、その手続き例規が明示されている事例は少ない。

注) これは例規整備をしていないと断定するのは難しい。地方自治体によっては、条例・規則を例規集としてHP上に公開し、要綱等は原則搭載しない団体もあるため、例規整備の有無は判断できないためである。